

『サービス等利用計画』・『障害児支援利用計画』 の作成についてのご案内



新しくサービスを利用するときや更新するときは、
必ず『サービス等利用計画』・『障害児支援利用計画』を作成してください。

開成町 町民福祉部 福祉介護課

令和3年2月

『サービス等利用計画』・『障害児支援利用計画』とは？

『サービス等利用計画』・『障害児支援利用計画』（以下『サービス等利用計画』といいます）とは、障害福祉サービス等（居宅介護、短期入所など）を初めて利用したり、利用を継続するとき、「**なんのために**」、「**どんなサービスを**」、「**どのくらいの量で**」、「**どの事業所で**」利用するかを明確にして、サービスを効果的に利用するための計画のことです。

『サービス等利用計画』を作成するには

？



「**誰が**」、「**どうやって**」、
『**サービス等利用計画**』を作成するの？

**相談支援事業所の「相談支援専門員」に依頼する方法と、
ご本人やご家族が作成する方法（セルフプラン）の、
2つの方法があります。**



① 「相談支援専門員」に作成を依頼する

複数のサービスや事業所を利用する場合や、サービス以外のことも含めて相談をしたい場合、サービス利用者のより良い生活のために一緒に考えてほしい場合には、指定を受けた相談支援事業所の「相談支援専門員」に作成を依頼することができます。



「相談支援専門員」に『サービス等利用計画』の作成を依頼した場合は、その後サービスが適切に提供されているかを定期的に確認し、計画を見直していきます（これを「モニタリング」といいます）。

なお、計画作成やモニタリングに関する費用は役場が負担しますので、利用者の方の負担はありません。

※ 相談支援事業所の一覧は、6～7ページをご覧ください。

② ご本人やご家族が計画を作成する（セルフプラン）

『サービス等利用計画』は、ご本人やご家族が作成することもできます（これを「セルフプラン」といいます）。

定期的なモニタリングは必要ありませんが、サービスの利用内容や利用量（日数や時間）を変更する場合は、再度セルフプランの提出が必要です。

セルフプランの様式は、福祉介護課窓口で配布しているほか、開成町のホームページからもダウンロードできます。

URL：http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/forms/info/info.aspx?info_id=35229



【セルフプラン様式】

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案(セルフプラン①)						表面											
利用者氏名(児童氏名)	生年月日	性別	次正・昭和・平成	年	月	日	受給者証番号										
(児童の場合)保護者氏名	住所	電話番号	障別	障種	障級	障種	障級	障種	障級	障種	障級	障種	障級	障種	障級	障種	障級
手帳の有無	身体障害者手帳 () 級	視覚・聴覚・身体・知的 () 級	その他の診断	障害者手帳 A1・A2・B1・B2	精神障害者保健福祉手帳 () 級	診断を受けた機関名											
計画作成日	平成	年	月	日	計画を作成した人	本人との関係											
◎サービスを利用したい理由や目的について 現在の状況やサービスを利用して希望する生活 (これからやりたいこと、固まっていることなど)																	
◎これから利用したいサービス																	
日中 単独 活動	<input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型 <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型 <input type="checkbox"/> 職業訓練 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 自立訓練	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援	どのような支援 を受けたいか (目標)	週、月 日 回	(利用回数)												
週 間	<input type="checkbox"/> 福祉入所支援 <input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援	どのような支援 を受けたいか (目標)	週、月 日 回													
夜 間	<input type="checkbox"/> 居宅介護(身体介護、家事援助、通院介助、乗降介助) <input type="checkbox"/> 重症障害児介護 <input type="checkbox"/> 同行支援 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 地域移行支援	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援	どのような支援 を受けたいか (目標)	週、月 日 回													
その他	<input type="checkbox"/> 移動支援 <input type="checkbox"/> 日中一時支援	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援	どのような支援を 受けたいか (目標)	週、月 日 回													

表面

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案(セルフプラン②)								裏面
計画開始年月	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								
提出先 障児支援課 受理日 平成 年 月 日								
その他 <input type="checkbox"/> 移動支援 <input type="checkbox"/> 日中一時支援								

裏面

障害福祉サービスご利用までの流れ

まずは、役場の福祉介護課へご相談ください。

役場福祉介護課に、次の書類を提出。

- 『(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書』

「相談支援事業所」を利用する

選んだ相談支援事業所に連絡し、相談の日程を決める。

相談したい相談支援事業所を選ぶ。

相談支援事業所と契約を結ぶ。

相談支援専門員と面談し、『サービス等利用計画案』を作成。

自分で作る【セルフプラン】

例えば・・・

- ・自分の計画だから自分で考えたいという方。
- ・利用するサービスの内容に変更がない方。
- ・サービスを1種類のみ利用している方。

居宅介護、短期入所等の介護給付の利用には、「障害支援区分」の取得が必要です。

役場福祉介護課に、次の書類を提出。

- 『サービス等利用計画案』または『セルフプラン』
- 『計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書』 ※セルフプランの場合は、提出不要
- 『計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書』 ※セルフプランや更新の場合は、提出不要

『サービス等利用計画案』または『セルフプラン』に基づいて、開成町がサービスの支給を決定し、『受給者証』を利用者に交付。

『受給者証』が交付されたら、相談支援事業所(セルフプランの場合は、サービス提供事業所)に連絡し、サービス提供事業所と話し合う日程を決める。

『サービス等利用計画案』に基づき、ご本人やご家族、サービス提供事業所の担当者などが話し合い、利用するサービスの詳しい内容を決定。

決定した『サービス等利用計画』の内容を確認し、同意のサインをする。

サービス提供事業所と契約、障害福祉サービスの提供が始まります。

障害児通所サービスご利用までの流れ

まずは、役場の福祉介護課へご相談ください。

役場福祉介護課に、次の書類を提出。

その際、お子様の心身や日常生活のことなどについて、簡単な聞き取り調査を行います。

- ・『**障害児通所支援費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書**』

「相談支援事業所」を利用する

選んだ相談支援事業所に連絡し、相談の日程を決める。

相談したい相談支援事業所を選ぶ。

相談支援事業所と契約を結ぶ。

相談支援専門員と面談し、『障害児支援計画案』を作成。

自分でつくる【セルフプラン】

例えば・・・

- ・自分の計画だから自分で考えたいという方。
- ・利用するサービスの内容に変更がない方。
- ・サービスを1種類のみ利用している方。

役場福祉介護課に、次の書類を提出。

- ・『**障害児支援計画案**』または『**セルフプラン**』
- ・『**計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書**』 ※セルフプランの場合は、提出不要
- ・『**計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書**』 ※セルフプランや更新の場合は、提出不要

『障害児支援計画案』または『セルフプラン』に基づいて、開成町がサービスの支給を決定し、『受給者証』を利用者に交付。

『受給者証』が交付されたら、相談支援事業所（セルフプランの場合は、サービス提供事業所）に連絡し、サービス提供事業所と話し合う日程を決める。

『障害児支援計画案』に基づき、ご本人やご家族、サービス提供事業所の担当者などが話し合い、利用するサービスの詳しい内容を決定。

決定した『障害児支援計画案』の内容を確認し、同意のサインをする。

サービス提供事業所と契約、障害児通所サービスの提供が始まります。

県西地区計画相談支援事業所一覧表（令和3年2月現在）

事業所名	所在地	電話番号（上段）	障害者	障害児
		FAX 番号（下段）		
太陽の門相談室	開成町延沢 823-1	0465-20-7120 0465-20-7475	○	○
ケアプランはなの詩	開成町吉田島 4 3 5 2-3 ザ・開成プレイス	0465-85-5135 0465-85-0051	○	○
プレアデス	南足柄市関本 368	0465-71-0158 0465-72-1850	○	
自立サポートセンター スマイル	南足柄市関本 403-2 南足柄市りんどう会館内	0465-71-0117 0465-72-4160	○	○
県西福祉センター	南足柄市三竹 740-3	0465-73-5540 0465-73-5546	○	
相談支援事業所あすなろ	松田町松田惣領 824-1	0465-83-1477 0465-83-1488	○	○
障がい者支援センター かのん	小田原市板橋 155-13	0465-23-5717 0465-20-7540	○	○
障害者総合支援センター ういず	小田原市永塚 408	0465-34-1123 0465-34-1131	○	
障害者総合支援センター ういず	小田原市永塚 408	0465-42-1151 0465-42-1152		○
特定相談所 （障害児相談事業所） こはるび	小田原市栢山 592-2 リバーサイドハイツ 203 号	0465-43-6388 0465-43-6388	○	○
よるべ沼代	小田原市沼代 865-1	0465-43-1147 0465-43-1163	○	
公益財団法人積善会 曾我病院	小田原市曾我岸 148	0465-42-1630 0465-42-1635	○	
わらべの杜	小田原市小竹 186	0465-43-1515 0465-43-3500	○	○
特定相談支援事業所 （障害児相談支援事業所） ほうあんふじ	小田原市曾我大沢 7	0465-41-4010 0465-41-2666	○	○
障害者支援センター ぽけっと	小田原市曾比 1786-1	0465-39-2007 0465-36-0030	○	
きらら湘南	小田原市北ノ窪 382-1	0465-34-1772 0465-35-4682	○	○
梅香園	小田原市蓮正寺 647-5	0465-37-0181 0465-37-0182	○	

事業所名	所在地	電話番号（上段）	障害者	障害児
		FAX番号（下段）		
相談支援センターエール	小田原市蓮正寺 869-3	0465-46-8368 0465-46-8369	○	○
相談支援センター 夢門塾扇町	小田原市扇町 1-13-39 清晋ビル2階	0465-66-1130 0465-66-1131		○
ほうあんホッと 相談カフェ	小田原市本町 2-4-12	0465-44-4381 0465-44-4382		○
相談支援事業所 蜜・柑	湯河原町宮上 145-5	0465-62-4181 0465-62-4181	○	○
たんぽぽ相談支援事業所	湯河原町中央 2-21-5	0465-64-0038 0465-20-9031	○	○

■問い合わせ先

開成町町民福祉部福祉介護課

〒258-8502 開成町延沢 773 番地

電 話 84-0316 (直通)

F A X 82-5234